

消費生活相談員（日額支給）募集のお知らせ

公益財団法人横浜市消費者協会

■申込 受付期間

随 時 受 付 ま す (郵送可)

公益財団法人横浜市消費者協会は、消費者の権利を尊重し、消費者教育及び啓発活動を推進し、電話等による消費生活相談を通して消費者被害の未然防止及び救済を支援することによって、消費者の利益の擁護やその増進を図り、横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的として活動する団体で、横浜市消費生活総合センターの指定管理者となっています。

横浜市消費生活総合センターが実施する消費生活相談業務に従事する消費生活相談員（日額支給）を募集します。

1 採用人数
若干名

2 応募資格

- (1) 消費生活相談員（国家資格）
 - (2) 消費生活専門相談員（国民生活センター認定資格）
 - (3) 消費生活コンサルタント（日本消費者協会認定資格）
 - (4) 消費生活アドバイザー（日本産業協会認定資格）
- のいずれかの資格をもった消費生活相談員経験者でパソコンの基本操作のできる人

3 主な業務

消費生活相談（電話相談、面接相談）など

4 雇用内容、勤務条件

| | | |
|-----|---------|---|
| (1) | 身 分 | 公益財団法人横浜市消費者協会 アルバイト（業務：消費生活相談員） |
| (2) | 勤 務 場 所 | 横浜市消費生活総合センター 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスセンター4F (横浜市営地下鉄線/京浜急行線 横浜駅から10分「上大岡駅」徒歩3分) |
| (3) | 雇 用 期 間 | 採用日～平成31年3月31日 業務の状況、能力、実績、取組姿勢等を総合的に勘案し、契約を更新する場合があります。 |
| (4) | 報 酬 等 | 時給1,700円 (日額換算12,750円 [7.5時間勤務の場合]) 資格手当込み、通勤費別途支給 |
| (5) | 勤 務 日 | 週2日または3日（勤務日数について、相談に応じます。） |
| (6) | 休日・休暇 | 土日祝日、年末・年始（12月29日～1月3日） 6か月を超えた場合は、年次休暇を付与いたします。 |
| (7) | 勤 務 時 間 | 午前8時45分～午後5時15分（勤務時間について、相談に応じます。） |

5 提出書類

下記あてに、以下の書類を同封のうえ、郵送してください。

- (1) 履歴書：J I S規格の様式例に基づいた履歴書に自筆で記入してください。
- (2) 応募資格を証明する書類の写し
- (3) 返信用封筒1枚：返信先を明記し、82円切手を貼付。選考結果等をお知らせします。

提出期限：まずは、お電話下さい。

《あて先》

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー4階 横浜市消費生活総合センター内

公益財団法人横浜市消費者協会 消費生活相談員（日額支給）募集担当あて

6 選考方法

書類審査と面談

7 その他

- (1) 提出書類に虚偽があった場合は、取り消すことがあります。
- (2) この選考において提出された書類は一切お返ししません。
- (3) 選考に関する問合せは、下記で受け付けます。選考結果等に関する問合せに応じることはできません。Eメールでのご質問等はご遠慮ください。
- (4) いただいた個人情報は、当採用業務を行うために使用し、これ以外の目的では使用しません。

8 問合せ先

公益財団法人横浜市消費者協会 「消費生活相談員（日額支給）募集担当」 宮口・馬場
電話 045-845-7722 (午前8時45分～午後5時30分)

■横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp>